

日本デフバスケットボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【現状】 現在、中長期基本計画は未策定 【既存文書での対応状況】 ただし、以下の文書において組織運営の基本方針を定めています: 定款第3条に「目的」として、デフバスケットボールの普及振興と競技力向上を明記 定款第4条に「事業内容」として、具体的な活動項目を規定 年度ごとの事業計画書において、当該年度の重点活動を明示 【今後の対応予定】 2026年3月までに、以下を含む中長期基本計画を策定し、ホームページにて公表予定 競技力向上目標、普及目標、組織強化目標 具体的な数値目標と評価指標	定款 事業計画書
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【現状】 包括的な人材育成計画は未策定、以下の取り組みを実施 【既存の取り組み】 定款に基づく理事の選任・改選(年2回以上の理事会開催) デフスタッフと健聴スタッフの協働による事務局運営 強化委員会推薦による代表コーチの選任(任期規定あり) JBA主催の指導者・審判講習への積極的参加と、参加者によるデフコミュニティへの情報共有 【今後の対応予定】 2026年3月までに以下を実施予定: 人材育成計画の策定・公表(理事、指導者、審判員の育成方針を明文化) 役員向けガバナンス・コンプライアンス研修の実施(年1回以上) デフ特性を考慮した指導者・審判講習会の企画・実施	定款(理事選任に関する条項) 強化委員会規程
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【現状】 中長期的な財務健全性確保に関する計画は未策定、以下の体制により適切な財務管理を実施 【既存の取り組み】 予算・決算の管理体制 毎年度、予算書・決算書を作成し、理事会承認を経て総会で報告・承認、会計年度:1月1日～12月31日 会員向けに財務情報を開示 会計規程の整備、会計規程を策定し、経理処理の基準、帳簿管理、証憑書類の保存期間等を明確化 会計責任者(理事長)を中心とした会計組織を構築 今後の計画(2026年度まで): 監事の選任(2026年3月まで) 定款に基づく監事を速やかに選任し、適切な会計監査体制を構築 財務健全性確保計画の策定(2026年3月まで) 財源多様化の目標設定(スポンサー獲得、会員数増加) 収支バランスの改善計画 財務情報の一般公開 ホームページでの予算・決算の公開を検討	会計規程 直近の予算書・決算書 理事会議事録(予算・決算承認) 総会議事録
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【現状】 理事数:8名(女性1名・12.5%、デフ4名・健聴4名) 外部理事は3名 地域的多様性は確保、若手理事が少ない 【目標と方策】 2028年度までに以下を達成目標とする 女性理事:40%以上(3名以上)→女性選手・指導者・審判員からの登用推進 外部理事:25%以上(2名以上)→スポーツガバナンス・法務・財務等の専門家を招聘 若手理事:1名以上登用→委員会メンバーとして育成後、理事へ	定款(理事選任規定) 現理事名簿
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFIにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【現状】 理事会は、理事長、副理事長2名、理事5名、で構成されており、必要に応じて、オンライン会議などを駆使し機能的に開催することができている。 評議員会はNPOのため該当なし	
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【現状】 アスリート委員会は未設置 【既存の取り組み】 総会や各大会において選手から意見を聴取 ただし、継続的・組織的な意見反映の仕組みは未整備 【今後の対応予定】 2026年度中にアスリート委員会を設置し、選手の意見を組織運営に反映する体制を構築します。	アスリート委員会規程(策定予定) 設置後は、委員名簿、活動報告書
7	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【現状】 理事数:8名(定款に基づく適正規模) 理事会開催:年2回以上 理事の出席率:80%以上(オンライン活用により高い出席率を維持) 議事録の作成・保管・公表を実施 定款に基づく決議方法により意思決定を実施 【課題】 実務を担える理事が限られ、一部理事に業務が集中 限られた時間内での効率的な議事進行	定款(理事会に関する規定) 理事会議事録 理事会運営規程(策定後)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	原則	自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【現状】 理事の任期:2年以内(再任可、再任回数制限なし) 【課題】 年齢制限や継続した任期制限が未設定で、新陳代謝を促す明確な仕組みが不十分 特定の価値観に偏りがちで、多様な経験・専門性を持つ人材の登用が課題 会社経営経験者や他組織での実務経験者など、外部視点を持つ理事の不足 【今後の対応予定】 多様な人材の登用推進(2026年度～) 会社経営経験者、他のスポーツ団体役員経験者、専門職(弁護士、会計士等)を外部理事として積極的に招聘 デフコミュニティからも、若手や新たな視点を持つ人材を発掘・育成 理事候補者の推薦制度を整備 理事選任基準の明確化(2026年3月まで) 求める専門性・経験・資質を明文化 新陳代謝と多様性確保を考慮した選任プロセスの透明化	定款(理事の任期に関する規定) 理事選任規程(策定後)	
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【現状】 理事の任期:2年以内(再任可、再任回数制限なし) 現時点で10年以上在任している理事:なし 再任回数の上限に関する明文規定:なし 【今後の対応予定】 再任回数の上限設定(2026年度) 原則として連続5期(10年)を上限とする規定を定款または理事選任規程に明記 特別な事情(組織の継続性確保、後継者不在等)がある場合は、理事会及び総会の承認を経て延長可能とする例外規定を設ける 後継者育成の仕組み構築(2026年度～) 理事候補者の計画的な育成(委員会メンバーとしての経験、研修機会の提供) 10年の上限到達前に、後継者を育成・選定するプロセスの確立 定期的なモニタリング 理事の在任期間を定期的に確認し、新陳代謝が適切に進んでいるか検証 理事会構成の多様性と継続性のバランスを評価	定款(理事の任期に関する規定) 理事選任規程(策定後) 現理事の在任期間一覧	
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 当協会は会員数・予算規模の観点から小規模団体であり、適任者の確保に課題があるため、原則10年の上限を設けつつも、組織運営の安定性を考慮した例外規定を設けることで、新陳代謝と継続性の両立を図ります。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【現状】 役員候補者選考委員会:未設置 理事候補者の選考プロセス:明文化された手続きが不十分 過去に組織内の意見対立により法的紛争に発展した経緯があり、透明で公正な選考プロセスの確立が課題 【今後の対応予定】 役員候補者選考委員会の設置(2026年度) 理事会から独立した諮問委員会として設置 委員の選定基準（例） ・デフバスケットボールの発展に対する強い想いを持つこと ・客観的・中立的な視点で判断できること ・スポーツガバナンス、法務、組織運営等の専門知識または経験を有すること		役員候補者選考委員会規程(策定後) 委員名簿(策定後) 倫理規程
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【現状】 整備済みの規程:基本規程(定款)、会計規程、倫理規程 アンチドーピング規程、反社会的勢力に関する対応規程 個人情報管理規程、強化委員会規程、競技審判規程 規程の公開: ホームページにて一般公開し、透明性を確保 【課題と今後の対応予定】 未整備の規程(2026年度までに策定): ハラスメント防止規程 セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止と対応手続きを明文化 相談窓口の設置を含む		各種規程(定款、会計規程、倫理規程等) ホームページ掲載画面
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【現状】 整備済みの基本規程: 定款、会計規程、倫理規程、アンチドーピング規程、反社会的勢力に関する対応規程、個人情報管理規程、強化委員会規程、競技審判規程 【今後の対応予定】 理事会運営規程　ハラスメント防止規程　利益相反管理規程 懲戒規程　役員候補者選考委員会規程		倫理規程
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【現状】 委員会によって業務分担を行っている 【課題】 小規模なボランティアベースの組織運営において、細かな業務規程が未整備であり、業務分担や決裁権限が属人的になりがち 【今後】 簡易版業務規程の策定(2027年度)		会計規程 強化委員会規程 定款 倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【現状】 役員報酬: 現在、全理事が無報酬のボランティアとして活動 定款において「役員はその総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる」と規定 「役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる」と規定 職員: 事務局を含め、有給職員は不在 全てボランティアベースで運営 実費弁償: 定款で費用弁償を認めているが、具体的な基準は未整備 未整備の規程: 役員報酬規程 役員費用弁償規程 給与規程・就業規則	定款
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	整備済みの規程: 会計規程第4章「固定資産」(第25条～第32条)において、固定資産の定義、取得、管理、減価償却、現物照合等を規定 会計規程第5章「収支予算」、第6章「決算」において、財産の収支管理と財務状況の把握に関する手続きを規定 財産の状況: 固定資産:現在保有なし	会計規程(固定資産、収支予算、決算に関する章) 貸借対照表・財産目録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【現状】 整備済みの規程: 会計規程第23条「資金の調達」において、会費収入、事業収入、助成金・補助金収入、寄付金収入、その他雑収入を財源として規定 会計規程第24条「資金の借入れ」において、資金不足時の借入手続きを規定		会計規程(資金の調達・借入に関する条項)
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【現状】 整備済みの規程・仕組み: 代表選手選考 代表選手選考規程を整備 選考基準(競技成績、技術、チームワーク等)を明文化 選考プロセス(強化委員会と監督・コーチによる協議)を明確化 現在はトライアウト方式を採用 選考の透明性 選考基準と選考結果を選手に説明 異議申し立ての仕組みを整備し、個人面談を実施 選手の権利保護 選手契約書・同意書を整備 肖像権の取り扱いに関する規程を整備 【今後の対応予定】 アスリート委員会の設置 ハラスメント防止体制の整備(2026年度)		倫理規程
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【現状】 整備済みの規程: デフバスケットボール審判員・審判インストラクター規程(2025年8月4日施行) JBA(日本バスケットボール協会)の審判制度に準拠しつつ、デフ競技特有の合理的配慮を組み込んだ体系的な審判制度を規定 【今後の対応予定】 規程の運用開始		デフバスケットボール審判員・審判インストラクター規程 倫理規程
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	【現状】 現状は理事の中に弁護士資格保有のものがいるので、確認しながら進めている。 【今後】 選手・スタッフの相談窓口、ハラスメント相談窓口設置予定		理事名簿
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【現状】 コンプライアンス委員会:未設置 法令遵守や倫理に関する組織的な監督体制が不十分 違反行為や内部通報への対応手続きが明確でない コンプライアンス研修が体系的に実施されていない 過去に組織内対立から法的紛争に発展した経緯もあり、透明で公正なコンプライアンス体制の確立が急務 【今後の対応予定】 コンプライアンス委員会の設置(2026年度) 構成案(3～5名):		コンプライアンス委員会規程(策定後) 倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			証憑書類	
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【現状】 コンプライアンス委員会未設置のため、有識者の配置なし 【今後の対応予定】 第1段階(2026年度): 理事である弁護士資格保有者をコンプライアンス委員会の委員長または主要メンバーとして配置 小規模団体として資金面の制約があるため、まずは内部の専門人材を活用 第2段階(2027年度～): 財政状況の改善に応じて、以下の外部有識者の参画を段階的に検討: 弁護士(スポーツ法務、コンプライアンスに精通) 公認会計士または税理士 学識経験者(スポーツマネジメント、障害者スポーツの専門家等) 他のスポーツ団体のコンプライアンス担当経験者	
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	実施している研修: アンチドーピング研修(選手向け) 【今後の対応予定】 1. 理事・役員向け研修(2026年度～、年1回以上) ガバナンス・コンプライアンス基礎研修 スポーツ団体の役員としての責務 法令遵守、利益相反管理 理事会の意思決定プロセスと責任 テーマ別研修 ハラスメント防止 個人情報保護 反社会的勢力の排除 スポーツガバナンスコードの理解	研修実施計画
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【現状】 実施している研修: アンチドーピング研修(選手向け) 1. 選手向け研修(2026年度～、年1回以上) 必須研修: アンチドーピング研修(継続・全選手対象) ドーピング禁止物質・方法の理解 TUE(治療使用特例)の手続き 居場所情報の提出(該当者) ハラスメント防止研修(新規・全選手対象) パワハラ、セクハラ、いじめの防止 相談窓口の周知 被害を受けた際の対応方法	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【現状】 審判員向けの体系的なコンプライアンス研修:未実施 審判員規程(2025年8月施行)において、合理的配慮に関する研修の必要性を規定 現在、審判員の登録・講習等の運用は未開始 【今後】 障害理解・合理的配慮研修 審判倫理・行動規範研修	審判員規程 研修実施計画
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【現状】 理事に弁護士資格保有者が在籍 会計・税務は必要に応じて専門家に委託 顧問契約は未締結 日常的な相談体制が組織的に整備されていない 【課題】 専門家への相談ルートが明確でなく、問題発生時の対応が属人的 【今後の対応予定】 外部相談窓口の設置(2026年度):ハラスメント相談窓口、内部通報窓口 顧問契約の検討(2027年度～):弁護士、公認会計士との顧問契約を段階的に検討	顧問契約書(締結後)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【現状】 会計規程を整備し、NPO法人会計基準に準拠した会計処理を実施 毎年度、予算書・決算書を作成し、理事会承認・総会報告を実施 会計責任者(理事長)を中心とした会計組織を構築 会計・税務について必要に応じて専門家(公認会計士・税理士)に委託 【課題】 監事が未選任で、会計監査体制が未整備 会計処理の専門性向上が必要 【今後の対応予定】 監事の選任(2026年3月まで):NPO法人として必須の監事を速やかに選任し、適切な会計監査体制を構築 会計・税務顧問の検討(2027年度～):継続的に相談できる専門家との顧問契約を検討 会計担当者の育成:会計研修への参加、専門知識の習得	会計規程 予算書・決算書 監査報告書(監事選任後)
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【現状】 スポーツ振興くじ助成(toto助成)等の国庫補助金・助成金を受給 助成金は主要財源として、代表強化、大会運営等に活用 助成金の使途は各助成機関の要件に従い適切に管理 事業報告・会計報告を期限内に提出 【課題】 助成金申請・使用・報告に関する手続きが明文化されていない 助成金管理の担当者・チェック体制が不明確 複数の助成金を受給する際の管理方法が未整備 【今後の対応予定】 助成金申請規程の整備(2026年度):申請手続き、使途管理、報告方法、エビデンス保管を明文化 助成金管理体制の明確化(2026年度):担当者の明確化、理事会への報告義務、監査体制の整備 助成金管理台帳の整備:助成金ごとの収支を明確に区分管理	助成金申請書・決定通知書 助成金使用に関する会計書類 事業報告書・会計報告書 助成金申請規程(策定後)
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づき開示を行うこと	【現状】 NPO法人として、所轄庁(都道府県)への事業報告書・決算書の提出を実施(毎年度) 総会において会員向けに予算・決算を報告 会員向けには財務情報を開示 【課題】 ホームページでの財務情報の一般公開が未実施で、透明性が不十分 【今後の対応予定】 ホームページでの財務情報公開(2026年度):予算書・決算書(活動計算書、貸借対照表、財産目録)を一般公開 事業報告書の公開:年度ごとの事業報告書もホームページで公開 情報更新の徹底:毎年度、総会承認後速やかに最新情報を掲載	所轄庁への提出書類(事業報告書、決算書等) ホームページ掲載画面(公開後)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【現状】 代表選手選考規程を整備 選考基準(競技成績、技術、チームワーク等)を明文化 選考プロセス(強化委員会と監督・コーチによる協議)を明確化 選考基準と選考結果を選手に説明 異議申し立ての仕組みを整備し、個人面談を実施	代表選手選考規程
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【現状】 スポーツガバナンスコードの遵守状況の自己説明:未作成・未公表 【今後の対応予定】 スポーツガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明書の作成(2026年3月まで):今回作成している自己説明書を完成 ホームページでの公表(2026年3月):自己説明書をホームページに掲載し、一般に公開	スポーツガバナンスコード 遵守状況自己説明書 ホームページ掲載画面
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【現状】 利益相反管理規程:未整備 【課題】 以下のような利益相反が実際に生じる懸念がある: ・ 理事が経営する会社と協会との取引 ・ 理事の親族が代表選手選考の対象となる ・ 指導者が自身の所属クラブから選手を選考する ・ 指導者と理事の間における仕事上の取引や金銭的支援 ・ 指導者と選手の間での契約・販売・金銭の授受 現状、利益相反を適切に管理する明確なルールがなく、立証や対応が困難 【今後の対応予定】 利益相反管理規程の整備(2026年度内)	利益相反管理規程(策定後)

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【現状】 利益相反ポリシー(利益相反管理規程):未作成 【今後の対応予定】 利益相反管理規程の策定(2026年度内)	利益相反管理規程(策定後)
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【現状】 内部通報制度:未整備 【課題】 法令違反、不正行為、ハラスメント等を通報する窓口が未設置 通報者保護の仕組みが未整備 問題の早期発見・対応が困難 【今後の対応予定】 内部通報制度の構築(2026年度) 通報窓口の設置: コンプライアンス委員会 弁護士事務所等の外部専門機関(予算状況に応じて段階的に設置) ハラスメント専用窓口:外部専門家(カウンセラー等)の活用を検討	
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【現状】 通報制度未整備のため、運用体制なし 【今後の対応予定】 第1段階(2026年度): 内部窓口:コンプライアンス委員会(委員長:理事である弁護士資格保有者) 通報の受付・初期対応はコンプライアンス委員会が実施 専門的判断が必要な案件は、外部弁護士に相談	内部通報規程(運用体制に関する条項) コンプライアンス委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、 処分対象者、処分の内容及び処分に 至るまでの 手続を定め、周知すること	【現状】 整備済みの規程： 倫理規程(2018年10月6日施行)において、適用対象者(第2条)、禁止行為(第6条)、違反時の対応(第8条)を規定 【今後の対応予定】 1. 懲罰規程の整備(2026年度) 倫理規程を補完する懲罰規程を策定： (1) 処分の種類と内容を明文化 (2) 違反の程度に応じた処分基準 (3) 懲罰手続きの明確化 など		倫理規程 懲罰規程(策定後)
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【現状】 倫理規程第8条により、違反行為の調査は事務局が実施、処分は理事会の決議により決定 独立した懲罰委員会は未設置 中立性・専門性を有する外部有識者の関与なし 【今後の対応予定】 コンプライアンス委員会が懲罰案件の調査・審査を担当 処分対象者が理事の場合は、当該理事を理事会審議から除外 重大案件は外部弁護士の意見を聴取		懲罰規程(審査体制に関する条項) コンプライアンス委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（１）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定めること	【現状】 日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の自動応諾条項:未設定 JSAAへの加盟:未加盟 処分に不服がある場合の救済手続き:未整備 【課題】 協会の処分や選手選考等に対する不服申立ての仕組みが不十分で、公正な第三者機関による紛争解決手段が確保されていない 【今後の対応予定】 JSAAへの加盟と自動応諾条項の設定(2027年度) 日本スポーツ仲裁機構(JSAA)への加盟を検討 加盟費用(年会費)の予算措置 定款または懲罰規程に自動応諾条項を明記	定款または懲罰規程(自動応諾条項)
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（２）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【現状】 スポーツ仲裁の自動応諾条項:未設定 処分通知時にスポーツ仲裁の利用可能性を通知する仕組み:なし 【今後の対応予定】 処分通知書への記載 規程への明記	懲罰規程(通知義務に関する条項) 処分通知書(様式)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【現状】 危機管理規程:未策定 危機管理マニュアル:未策定 BCP(事業継続計画):未策定 【今後の対応予定】 危機管理規程・マニュアルの策定(2027年度) (1)大会中の事故・怪我 緊急連絡先の整備、AED設置・救急対応、医療機関との連携、スポーツ保険の加入確認 (2) 自然災害(地震、台風等) 大会中止・延期の判断基準、参加者への緊急連絡方法、避難誘導手順 (3) 感染症(パンデミック) 大会開催可否の判断基準、感染予防対策、オンライン開催への切替え (4) ハラスメント・不祥事の発覚 初動対応(事実確認、被害者保護)、通報窓口への連絡、理事会への報告、必要に応じた公表・謝罪 (5) 情報漏洩・個人情報流出 発覚時の対応フロー、被害拡大防止措置、関係者への通知、所轄庁・個人情報保護委員会への報告	危機管理規程・マニュアル(策定後) 緊急連絡網
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【現状】 不祥事対応に関する規程:未策定 調査体制の構築手順:未設定 【今後の対応予定】 ○不祥事対応規程の整備(2026年度) 不祥事発生時の対応フロー 調査の独立性・中立性の確保 再発防止策の実施	不祥事対応規程(策定後)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【現状】 過去4年以内に外部調査委員会を設置した実績:なし 過去の法的紛争は裁判所による判断で解決 【今後の対応方針】 重大な不祥事が発生した場合、外部調査委員会を設置する	外部調査委員会設置規程 委員会構成・委嘱状(設置時)
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【現状】 加盟チーム・クラブの登録制度:あり 加盟規程:未策定 チーム・クラブへの組織的な指導・支援:未実施 【今後の対応予定】 加盟規程の整備(2027年度)	加盟規程(策定後) チーム・クラブ登録名簿
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【現状】 地方組織:なし 加盟チーム・クラブの運営者(代表者、指導者等)に対する体系的な研修:未実施 【今後の対応予定】 チーム・クラブ運営者向け研修の実施(2027年度～、年1回以上) ・ガバナンス・コンプライアンス研修 ・ハラスメント防止研修 ・個人情報保護研修 など	研修実施計画 研修実施記録(参加者名簿、資料等)